論 説

抗弁の接続と多角取引 ----給付関連性説と多数当事者間契約論----

中舎寛樹

はじめに

ドイツ法律行為論の影響を受けたわが国の法律行為論の下では、契約は、申込者と承諾者の二当事者間での意思表示の合致により形成されるという「二当事者間契約の原則」が採られている。しかし実際には、三人以上の多数当事者間で、各当事者の固有の利益を実現するために、独立の当事者として契約を個別に締結し、これら複数の契約を組み合わせることによって、意思表示の合致がない当事者間を含めて、一つの社会的・経済的目的を達成しようとする取引(多角取引)が存在する。

このような取引には、民法典にすでに規定があるか解釈上その存在が定着しているものも存在する(古典的多角取引)。たとえば、第三者のためにする契約(民 537 条以下)は、要約者・諾約者・債務者間で一つの給付がなされることを約する取引である。また、併存的債務引受は、債権者・債務者・引受人間で一つの債務の履行を確保するための取引である。保証は、債権者と保証人間で締結される二当事者間契約であるが、取引を全体として見れば、債権者・主債務者・保証人間で、主債務契約と保証契約を組み合わせて債務の履行を安定的に確保しようとする取引であるともいえる。

他方、多角取引現象が顕著に現れるのが、現代の取引における必要に応じて、多数当事者間で展開する多角取引である(現代的多角取引)。たとえば、第三者与信型消費者信用取引やファイナンスリースは、伝統的には二当事者間で行われてきた取引が分業化されている場合であり、下請負、サブリースは、二当事者間で行われる取引が事業の展開に伴い、第三当事者を巻き込んで拡大する場合である。フランチャイズ契約のように、一人の当事者から同種の契約が放射状に展開される点に取引の本質があるものもある。

このような多角取引においては、実際には、取引に参加するすべての当事者相互間で種々の利害関係が発生するにもかかわらず、個々の二当事者間で締結される契約でそれを十分反映した効果を導くことができない。たとえば、第三者与信型消費者信用取引では、商品等の売主と買主間の売買契約、売主と金融機関との提携契約、金融機関と買主間の立替払契約のように、複数の当事者が個別的に契約を締結しているが、全当事者によって取引全体を包括する契約が締結されているわけではないので、特別法の規定がない場合には、買主は売買契約上の売主に対する抗弁を金融機関との立替契約上主張することができない。また、ファイナンスリースでは、サプライヤーとユーザー間には、契約関係がないので、ユーザーは、サプライヤーに対して契約上、目的物の修補請求をすることができない。

このような多角取引が抱える問題を克服するために、これまで多くの問題場面で数多くの見解が示されてきた¹⁾。従来の学説をその発想の点から大きく分けると、二当事者間の契約の存在を前提にしながら、それらの結合要素を考えることによって、個別契約それ自体からは導くことができない効果を導こうとする構成(以下、「複合契約的発想」という)と、多数当事者の存在から、個別契約とは別に、多数当事者による新たな契約を観念することによって、そこから個別契約とは別の効果を導こうとする構成(以下、「多角的発想」という)があるように思われる²⁾。これらは、多角取引では、個別契約の解釈からだけでは導くことができない「何らかの利益」が契約の結合によって創出されており、この「何らかの利益」を導くための要素をどう法律構成するかという点での認識を共有しながら、それを法律構成に活かす途が決定的に異なる。

ここでこれらの展開過程を順次整理する余裕はないが³、複合契約的発想から、主として第三者与信型消費者信用取引における抗弁の接続問題について展開されてきた代表的な見解の一つに、千葉恵美子教授の給付関連性説があることに異論はないであろう。私見によれば、この給付関連性説

¹⁾ 従来の学説について簡潔にまとめたものとして、都筑満雄「複合契約論のこれまでと今後」椿寿夫編『三角・多角取引と民法法理の深化』(商事法務、2016年) 68 頁以下参照。

²⁾ このような発想の分け方については、中舎寛樹「問題提起」NBL 1080 号 (2016年) 5 頁以下参照。

³⁾ 複合契約論の展開について、簡単には、中舎・前掲注(2)6頁以下参照。

は、それまでの種々の複合契約的発想による構成の難点とそれを克服するための理論構成を的確に提示しており、複合契約的発想から多角取引に迫る最先端かつ最も精緻な見解である。他方、私見では、多角的発想からする法律構成の可能性として、二当事者間契約の原則を相対化し、多角取引に参加するすべての当事者が、あらかじめ確定された合意に対して同意することにより、多数当事者による契約が成立するとし、取引参加者相互間で締結される個別契約以外に、取引を維持するために必要な効果(相互協力義務)が導かれるとする多数当事者間契約という構成を提示している。このような私見にとって、法律構成の方向性は正反対ではあっても、両説によって導かれる多角取引に特有の効果に違いが生じるのは不合理であり、両説の構成の共通性と相違点を明らかにし、多角取引の法的解明にとって相互に参照しうる点があるのか否かを検討することは、避けて通ることができない課題である。

そこで以下では、まず、私見の概要を示した上で、多角取引に関する千葉理論とその特徴を明らかにし、次いで、私見と千葉理論との異同を明らかにし、多角取引の法律構成にとって今後目指すべき方向性を見出したい。

一 多数当事者間契約論

1 合同行為的契約論

私見は、これまで、多数当事者による新たな契約を観念することによって、そこから個別契約には含まれない効果を導こうとする多角的発想に基づく法律構成を主張してきた。これは、いわば「線」としての契約の連鎖ではなく、取引場面をあるがままに「面」として捉えた契約関係を構想できないかという発想である50。

そこでまず、私見では、合同行為的契約論ともいうべき法律構成を主張した⁶。これは、多角取引現象は、その実体からすれば、多数の当事者によっ

⁴⁾ 中舎寛樹「多角的発想からする法律構成の可能性」NBL 1080 号(2016 年)32 頁以下。

⁵⁾ 中舎·前掲注(2)8頁参照。

⁶⁾ 中舎寛樹「多角的法律関係の法的構造に関する覚書」名法 227 号(2008 年) 185 頁以下。

て一つの取引共同体が作られているのに近いという認識に基づき、従来の契約成立論の下での申込み・承諾をしていない者もまた多角取引全体に関する合意の当事者となりうるとするために、多数当事者の合同行為的な意思表示によって契約が成立するという構成である⁷⁾。すなわち、多角取引においては、二当事者からなる各個別契約と同時に、その取引を形成することについて全取引当事者による同一内容の意思表示がなされており(個別契約の意思表示にそのような意思表示が含まれている)、それによって多角取引自体を目的とする基本契約が成立していると構成するのである。このような構成は、申込みと承諾により契約が成立するという契約成立論に合致しない。しかし、単純な二当事者による売買においても、売るという意思表示と買うという意思表示が相対立しつつ合致すると説明するのでなく、売買という取引に対して売主・買主双方がそれぞれの義務を負担することに同意すると説明することも可能である。

このような考え方によれば、基本契約は、多角取引に参加し、それに含まれる個別契約上の権利義務を負担するとともに、取引全体の成立・存続・解消に関する基本事項を受け入れることを内容とする同一内容の意思表示によって成立する。多数当事者が同時に意思表示をする必要はなく、先に成立した基本契約の当事者が新たな当事者の参加をあらかじめ承認しているといえるか、または個別の同意により、成立した多角取引に後に参加することも可能である。基本契約と個別契約との関係は、前者が後者に関する基本事項を定めるという重層構造になるので、個別契約の成立・存続・解消のすべての場面で基本契約が効力を及ぼす。個別契約は、基本契約を実現する個別条項として機能するので、基本契約が解消されれば、個別契約それ自体に解消事由が存在しなくても、将来に向かって消滅する®。

2 同意による多数当事者間契約論

以上のような構成は、全取引当事者による同一の意思表示がなされることによって契約が成立するという必要上、伝統的な考え方によっても認められている合同行為概念を前提としながら、申込みと承諾の合致による契

⁷⁾ 中舎・前掲注(6)211頁。

⁸⁾ 中舎·前掲注(6)212頁。

約の成立という構成を打開するために、合同行為「的」という表現を用いたものであった⁹⁾。しかし、団体と多角取引との類似性・連続性を考えるときは、本来的には、合同行為か契約かという違いもまた相対的に考えればよく、意思表示が誰に対して向けられているかということは、契約の成立を認めるための本質的な障害にはならないはずである ¹⁰⁾。また、たとえ合同行為概念を媒介にするにしても、多角取引において、個別契約を締結する意思表示の中に取引全体の成立を目的とする意思表示が同時に含まれているということも、伝統的な法律行為論の下では、意思の擬制であるという批判を甘受せざるを得ないという難点がある。このような問題点を克服するためには、ついには、二当事者間契約の原則を相対化する必要がある。そこで現在では、私見は以下のような考え方を採っている ¹¹⁾。すなわち、契約は、対立しあう意思表示としての申込みと承諾の合致により成立するのではなく、二人以上の当事者間で確定された合意事項にすべての当事者が「同意」することによって成立する。これにより多数当事者間での契約

①契約目的、経済的一体性、取引構造、システム、提携、協調といった、これまで多角取引を法律構成するために用いられてきた要素は、多数当事者間で成立する契約における合意の範囲と内容を確定するための基準として、意思とともに利用できる。これらの要素はたがいに排斥しあうものではなく、いずれもが合意内容を確定するための要素として、取引に応じて重点が置かれる要素が異なるにすぎない。したがって、合意内容を確定する作業は、多角取引の目的からする規範的な作業である 12)。

②確定された合意に対する同意は、取引当事者による自己の立場の引受けと、他の当事者の立場の承認からなり、当事者間で個別的な契約が網羅的に締結されている必要はない。同意は、事実関係そのものから契約関係を発生させるのではないことのメルクマールであり、単なる取引実態から法律関係を区別するために必要不可欠な基準である。同意は、伝統的な法

が可能となる。

⁹⁾ この点については、中舎・前掲注(4)31頁、中舎寛樹「三角・多角の観念と 団体的発想」椿寿夫編『三角・多角取引と民法法理の深化』(商事法務、2016年) 239頁参照。

¹⁰⁾ 中舎・前掲注(9)「三角・多角の観念と団体的発想 | 240 頁。

¹¹⁾ 中舎·前掲注(4)35頁以下。

¹²⁾ 中舎·前掲注(4) 36 頁。

論 説

律行為論の下での意思表示と異ならないが、取引に参加することによって 当然に推認される¹³⁾。

③取引当事者を最初から固定する必要はない。契約は、取引の拡大に伴い、後からの参加者を含めて多数当事者間契約として拡大しうる(フランチャイズ契約、下請負・孫請負など)。したがってまた、合意事項に対する同意は、同時になされる必要はなく、当初の参加者が後の当事者の参加を容認しているといえるならば、成立している合意に後の参加者が同意することができる¹⁴。

④多角取引の効果は、合意内容に従って導かれる。具体的には、取引参加者が個別的に合意している内容にとどまることなく、取引を維持するために「相互協力義務」を負う。その具体的内容は、合意に従って各当事者に割り当てられるが、たとえば、フランチャイズ契約における情報提供義務、リース取引における目的物の瑕疵修補義務、下請負における利益分配義務などとして現れる。また、取引当事者の結合の度合によって違いがあり、一人の当事者に従属的な地位にある者ほど、その者と共通の義務(連帯債務など)を負うが、独立性の高い者ほど独自の義務を負う 150。

多角取引は、以上のようにして、二当事者間契約の原則を相対化し、多数当事者による合意に対する同意によって一つの契約が成立するという構成の下で規律されるべきである。

二 抗弁の接続に関する千葉理論

1 問題提起

以上のような多角的発想に基づく私見に対して、千葉理論は、多角取引 現象に対して、二当事者間で締結される契約の存在と独立性を前提にしな がら、それらの結合要素を考えることによって、個別契約からは導くこと ができない効果を導こうとする複合契約的発想に基づく見解である。以下 では、抗弁の接続に関する千葉理論について、本稿の観点から見て主要で

¹³⁾ 中舎·前掲注(4) 36 頁。

¹⁴⁾ 中舎・前掲注(4)37頁。

¹⁵⁾ 中舎·前掲注(4)37頁。

あると思われるポイントを 2009 年の論文によって整理する 16)。

まず、同論文によれば、「多数当事者の取引関係」がどのような法律関係を包摂するかは必ずしも明確でない「「この種の取引形態として第三者与信型消費者信用取引とリース取引をあげている論者は多い」「B)として、第三者与信型消費者信用取引とリース取引を取り上げ、「独立当事者間の契約として二当事者間関係のみを予定しているに過ぎない現行民法典に対して、新たにいかなる分析枠組みが必要なのか、また、二当事者対立構造にある契約を前提に展開されてきた契約法の基本原則と『多数当事者の取引関係』の契約構造をどのように調和させるか」について考察する「「のような問題設定は、各論的なテーマを素材としながら、その実質は、多角取引一般に求められる法律構成を指向するものである。

2 従来の見解の評価

そこで、第三者与信型消費者信用取引における抗弁接続に関する従来の 見解を以下の三つの視点から批判的に整理しながら、自説の展開へと導い ている。

①契約の統合化は各契約の独立性を否定することを意味するのか

ここでは、売買契約と立替払契約の法的一体化により抗弁接続を正当化しようとする説(法的一体化説)が取り上げられ、「売主・与信者」対「顧客」間の二当事者間取引に還元する構成であるとするが²⁰⁾、この説は複数の契約への「分化」という現象が不当だとの判断に基づいているが、分化は脱法的な手段として利用されているわけではなく、むしろ契約主体に効率と利益をもたらす手段として開発されているとし、第三者与信型消費者信用取引の契約構造に対する法的評価をゆがめることになると批判す

¹⁶⁾ 千葉恵美子「『多数当事者の取引関係』をみる視点」伊藤進=國井和郎=堀龍 兒=新美育文編『椿寿夫教授古稀記念・現代取引法の基礎的課題』(有斐閣、 2009 年) 161 頁以下。

¹⁷⁾ 千葉・前掲注(16) 161 頁。

¹⁸⁾ 千葉・前掲注(16) 161 頁。

¹⁹⁾ 千葉·前掲注(16) 162 頁。

²⁰⁾ 千葉·前掲注(16) 165 頁。

る²¹⁾。

また、契約形式の組み換えという手法によって、統合化された契約の独立性を認めつつ契約の相対性の原則との牴触を回避し、抗弁の接続を肯定しようとする見解(契約形式組み換え説)については、契約構造を割賦販売という二当事者対立型の契約構造に引き戻そうとしているものであり²²⁾、この見解によると、契約当事者は、契約目的を達成するために、できるだけ単純な契約形式を選択すべきことになるが、契約形式の選択がその範囲内でしか認められないと解する理由は明らかでないと批判する²³⁾。

以上の結果、千葉説によれば、当事者が選択した法形式は尊重されるべきであり、各契約の独立性は維持されるべきだとする。

②与信契約上の責任だけが拡張するのか

そこで、次には、統合化された契約の独立性を認めながら、当事者の距離という観点から、密接な取引関係があるときに与信者に責任を負わせ、この点から抗弁の接続を認める見解(契約主体間距離説)が登場するとしている²⁴⁾。これは、販売業者と信販会社が密接な関係にあることから、売買契約と立替払契約が法律的には別個の契約であるのに抗弁接続を認めるものであり、理論的には、信販会社に他人の行為による責任を負担させることを意味するという²⁵⁾。しかし、このような見解に対しては、一方で別個の法主体であることを強調しながら、取引上発生するリスクについては、当該契約の主体となっていない者に一定の責任を負担させることは理論的には一貫しないと批判する²⁶⁾。

そこで、売買契約と与信契約を別個の契約であると解したうえで、与信者は与信契約上の付随義務に違反しているとし、この点から抗弁の接続を認める見解(付随義務説)が主張されるとする²⁷⁾。しかし、付随義務の不履行を抗弁接続の要件としている点が問題であり(割賦販売法は要件としていない)、また与信者が立替金を支払った後に付随義務違反を認定する

²¹⁾ 千葉·前掲注(16) 166 頁。

²²⁾ 千葉·前掲注(16) 168 頁。

²³⁾ 千葉·前掲注(16) 167頁。

²⁴⁾ 千葉·前掲注(16) 168 頁。

²⁵⁾ 千葉・前掲注(16) 169頁。

²⁶⁾ 千葉·前掲注(16) 169 頁。

²⁷⁾ 千葉·前掲注(16) 169 頁。

ことはかなり難しいと批判する28)。

以上の結果、千葉説によれば、義務違反を根拠に抗弁の接続を肯定することはできず、これは、個別契約から一定の効果を導くことは困難であることを意味すると解するのである。

③与信者と販売業者の提携について

千葉説によれば、抗弁事由が発生している場合だけでなく、正常に売買契約上の義務が履行されている場合にも販売業者の行為が介在しているからこそ、信販会社は顧客に割賦金を請求できる ということが重要であるという²⁹⁾。そこで、取引システムが正常に機能しなかった場合のリスク負担という観点ではなく、複数の契約が一つの取引システムとして統合化していること自体を法的に分析し、この点から抗弁接続の根拠を明らかにしようとする見解が注目されることになるとする³⁰⁾。

そして、販売業者と与信者間の密接な関係から、法的には別個な与信契約と売買契約を実質的には一体的に取り扱う見解(密接不可分説)があるが、この説については、経済的に密接な関係があるという点は他の場合でも考えられることであると批判する³¹⁾。また、密接不可分説の主張を法律構成という点から補強するのが提携契約説であり、提携契約から、与信者が販売業者の行為に関与している程度により責任を負い、または「共同の利益」の獲得に関する自己責任を負うとするが、これらの見解が示す結論は、提携契約関係それ自体からではなく、「取引システム」から生じており、そうであるとすれば、提携契約からもたらされた売買契約と与信契約の結びつきに法的な意義を加えなければならないと批判する³²⁾。

以上の結果、千葉説によれば、密接不可分や提携関係というだけでは法 的分析にならないとする。

④契約ないし給付の結合について

そこで、一方では販売業者・顧客間の売買契約、与信者・顧客間の与信

²⁸⁾ 千葉・前掲注(16) 171 頁。

²⁹⁾ 千葉·前掲注(16) 171 頁。

³⁰⁾ 千葉·前掲注(16) 171 頁。

³¹⁾ 千葉·前掲注(16) 172 頁。

³²⁾ 千葉·前掲注(16) 173 頁。

契約が別個に成立していることを認めながら、他方で、両契約相互間ないし給付相互間に一定の関連性を認める見解(法的関連性説)に至るとし³³⁾、これは、複数の契約が何らかの視点で相互に関連しあって一つのまとまりをもつに至っている取引を「契約結合」と捉え、複数の構成契約相互間の関係(相互依存効)を認めるものであるとする³⁴。

このような見解については、与信者がいかなる給付を負担しているのかよりも、顧客がなぜ債務を負担しているのかを実質的に示そうとした点、すなわち与信者が立替払いをした点に、顧客が債務を負担する実質的理由があることを明らかにしたという意味において、契約の統合化の法的意義を解明するための原型が存在すると評価する³50。しかし、立替払契約は売買契約の不成立・無効・取消・解除を解除条件として成立しているという構成がなぜ最も妥当なのかという点と、なぜ立替払債務を売買代金債務に類似する債務と性質決定できるのかが明らかでないという点で、批判する³60。

3 給付関連性説の展開

そしてついには、契約結合説の視点をさらに展開し、両契約の債務間の相互依存効の内容に法的分析を加える必要があり、これが給付関連性説³⁷⁾であるとする。すなわち、販売業者と顧客は売買契約上、信販会社と顧客は立替払契約上、それぞれ一方の契約を他方の契約に関連づける要素を契約内容として取り込んでいるために、両契約から生じる債務間には一定の牽連関係があると解する。そして、顧客の債務負担、与信者の請求を基礎づけているのは、契約当事者を異にする別個の契約である与信契約と売買契約において、契約内容として、「結合要素」がそれぞれ組み込まれているからであるとする³⁸⁾。具体的には、立替払契約(割賦購入あっせん)ないし消費貸借契約(ローン提携販売)上、信販会社や金融機関が顧客の売買代金債務を一括弁済することと、顧客が信販会社ないし金融機関に対し

³³⁾ 千葉·前掲注(16) 174 頁。

³⁴⁾ 千葉·前掲注(16) 174 頁。

³⁵⁾ 千葉·前掲注(16) 174頁、175頁。

³⁶⁾ 千葉・前掲注(16) 175 頁。

³⁷⁾ 千葉恵美子「割賦販売法上の抗弁接続規定と民法」民商 93 巻臨時増刊 (2) (1986年) 280 頁以下 (とくに 291 頁以下)。

³⁸⁾ 千葉・前掲注(16) 175 頁。

て債務を負担することが一体的に発生するように約定されており、この顧客に対する二重の効果帰属(代金債務の消滅と顧客の債務の発生)の一体的発生から、本来、売買契約上、目的物引渡義務と売買代金債務との間に認められる発生上・履行上・存続上の牽連関係が、目的物引渡義務と与信契約上の支払債務との間にも延長されるとするのである³⁹⁾。

以上の結果として、給付関連性説では、コーズ(債務負担の実質的理由)の存在によって、一つの取引システムの構成部分として統合化されている複数の契約が、それぞれ「結合要素」を契約内容として組み込んでいる点に、両契約上の債務間の相互依存効の根拠が求められている、とするのである⁴⁰⁾。そして、このような多数当事者の取引関係を「独立契約・コーズ共通型」と呼ぶ⁴¹⁾。

4 他の多数当事者の取引関係への応用

以上のような千葉理論は、第三者与信型消費者信用取引における抗弁の接続問題だけでなく、他の多数当事者の取引にも応用することができるとして、リース取引への利用可能性を検討している。すなわち、売買契約上、リース会社(L)が供給者(S)に売買代金債務を、また、リース契約上、ユーザー(U)がLにリース料債務を負担する実質的理由は、Sによって U へ物件が引き渡されている点に求められ、それは、リース契約にも売買契約にも、共通した債務負担の実質的理由(コーズ)が存在することになり、この点から、各契約間に相互依存効が生じる、と解する 42 。 言い換えれば、Sの U への物件交付によって Sの売主としての L に対する物件引渡債務が履行され、Sの U への物件交付によって L の U に対する物件引渡義務が履行され、この結果、Sの U への物件の交付によって、リース契約上の L の物件引渡義務と売買契約上の S の物件引渡義務が一体的に履行されるという 43 。

結論として、以上のようなリース取引の契約構造は、第三者与信型消費者信用取引の契約構造と同様であり、後者の分析枠組みが前者にも有効で

³⁹⁾ 千葉·前掲注(16) 176 頁。

⁴⁰⁾ 千葉·前掲注(16) 177 頁。

⁴¹⁾ 千葉・前掲注(16) 178 頁。

⁴²⁾ 千葉·前掲注(16) 188 頁。

⁴³⁾ 千葉・前掲注(16) 189 頁。

あるとするのである44)。

5 契約の基本原則との関係

以上の枠組みが他の多数当事者の取引関係においても有用なのかどうかはなお検討を要するとしているが⁴⁵⁾、千葉理論が指向しているのは多数当事者の取引関係一般について基礎理論を提供することにあることは明らかである。そこで最後に、千葉理論が「二当事者対立構造にある契約において前提とされてきた契約法の基本原則」とどのような関係にあるかが検討されている⁴⁶⁾。

①契約の相対性の原則との関係

まず、契約の相対性の原則は、意思自治の原則を側面から補強する考え方であり、債務負担の理由を問うということは、意思自治の考え方に基づくのであるから、債務負担の理由としてコーズの存在から契約間の相互依存効を認めることは契約の相対性の原則に反しない、という470。

②契約自由の原則との関係

次に、契約自由の原則との関係については、契約当事者が合意した契約内容(約款)になぜ、契約内容の適正化という観点から介入できるかという点から、「結合要素」は当該取引が成立するための不可欠な要素であるから、これに反する特約を定めたとしても効力は認められない、つまり、「結合要素」は、契約当事者の明示的特約を合理的な内容へと導くための基準(契約内容の適正化基準)となる、という48。

三 給付関連性説の特徴および多数当事者間契約論との比較

- 1 給付関連性説の特徴
 - (1) 個別契約の独立性の承認とコーズによる結合
 - 44) 千葉·前掲注(16) 192 頁。
 - 45) 千葉·前掲注(16) 198頁。
 - 46) 千葉・前掲注(16) 195頁。
 - 47) 千葉·前掲注(16) 197頁。
 - 48) 千葉・前掲注(16) 197 頁。

千葉理論は、多角取引について、抗弁の接続問題から出発しつつ、多角取引一般にも応用できる法律構成を検討するという課題を設定し、その課題を克服していく過程として従来の諸見解を捉え、給付関連性説への流れが論理の必然的な展開であるとしている。その前提は、多角取引において統合化されている各個別契約相互間の独立性を承認することであり、これが私見との最大の相違点である。しかし、千葉理論では、コーズを結合要素として契約が統合化されているとする。これは、個別契約の独立性を否定することなく、同時に、個別契約間の結合を導く卓越した構成である。たしかに、コーズと各契約の本質的内容である結合要素との関係は、「コーズの存在によって、複数の契約が、それぞれ結合要素を契約内容として組み込んでいる」490としており、この表現はやや不明確だが、これはコーズが結合要素となっているという意味に理解してもよいであろう。

(2) 法律構成の一般理論性

千葉理論自身は、多角取引すべてについて給付関連性説を主張している のではないとしつつ、「独立契約・コーズ共通型」の多角取引にはそれが 応用可能であると主張している。そして、その応用可能な問題場面の一つ として、ファイナンスリース取引を検討している。しかし、第三者与信型 消費者信用取引においては、各取引当事者は、売買契約、立替払契約、提 携契約という三つの個別契約によって結合されているのに対して、ファイ ナンスリース取引では、供給者とリース会社間の売買契約、リース会社と ユーザー間のリース契約が存在するものの、ユーザーと供給者間には契約 関係は存在しない。したがって、千葉理論は、実は、このような契約関係 が存在しない当事者間であっても、コーズの存在によって当事者の結合を 認めるものであるといえるのではなかろうか。そして、このことは、千葉 理論の一般理論性を認めることになろう。すなわち、コーズの共通性を根 拠に契約関係が存在しない者の間でも一定の相互依存効を認めるならば、 千葉理論の応用可能範囲は、第三者与信型消費者信用取引やファイナンス リース取引のように、契約が循環するタイプの取引だけではなく、下請け、 孫請けのように、契約が下部の組織に連結して発展しているタイプの取引

⁴⁹⁾ 千葉・前掲注(16) 177 頁。

や、フランチャイズ取引のように、一人のフランチャイザー (FG) から 多数のフランチャイジー (FN) がいわば放射状に契約を締結するタイプ の取引にも拡がり、各個別契約からだけでは導くことができない多角取引 であるがゆえの特別の相互依存効を導くことができる可能性がある。このように考えると、千葉理論は、その慎重な表現にもかかわらず、多角取引 に関する一般理論としての意義を有するといえるように思われる。

(3) 給付による結合

契約関係は、突き詰めれば、人と給付の結合であるから、多角関係を契約的に法律構成するにあたっても、そのいずれかに着目するのは自然な発想であり、千葉理論は、そのうちの給付の持つ意味を探求し、その相互関連性に個別契約の結合要素を導こうとするものである。言い換えれば、千葉理論は、個別契約の独立性を前提としながら、それを構成する「主体=意思」にではなく、「客体=内容」のほうに結合要素を見いだそうとするものである。これによれば、個別契約を締結する意思とは別の何らかの意思を観念することなく、いわば物つながりで各契約を結合できる。このように、個別契約締結意思以外の第三の意思を観念してそれを介在させるのではなく、個別契約を結合させる構成は、従来の構成では取引当事者の意思によるのか取引構造によるのかが必ずしも明確でなかったことと比較すると、これらのあいまいさを排除し、意思によらずに、取引構造の内容による結合を徹底するものであって、従来の複合契約的発想に基づく諸見解を凌駕し、複合契約的発想に基づく構成としては、もっとも理論的に精緻であると評価できる。

2 多数当事者間契約論との比較

(1) 取引構造と当事者の意思

以上のように見てくると、千葉理論と私見の違いは、発想上は、多角取引において統合化されている各個別契約相互間の独立性を承認するか否かにあるが、それ以上に、法律構成上は、各個別契約の結合要素を千葉理論における給付のように「取引構造」に求めるか、それとも私見における当事者の同意のように「当事者の意思」に求めるかということにあるといえ

る。すなわち、前述したように、契約関係は突き詰めれば人と給付の結合であるということから見ると、千葉理論は、取引全体を統合するための要素として、主観的な意思概念によらず、客観的な給付概念の意義を徹底させて、多角取引の構造自体に結合要素が内包されていると解するのに対して、私見は、取引に参加する当事者の合意に対する同意を結合要素であると捉え、当事者の意思(ただし主観的な意思ではなく規範的な意味での意思)が各個別契約を結合させる要素であると解するのである。

多角取引に関する従来の見解もまた、契約結合の認定をどのような基準 で行うのが妥当かという違いを意思で説明するか構造で説明するかという 二極構造の中で整理するならば、以下のようにいえよう。すなわち、従来 の諸見解は、意思と構造を両極とする座標軸上で位置づけるならば、意思 によるものから順に、①取引内容に関する合意に対する同意により多数当 事者間契約が成立するとし、各当事者間の個別契約は全体契約の構成要素 と理解する私見、次いで、②個別契約の存在はそのまま認めつつ、同時に、 取引全体を包括する枠契約ないし基本契約の成立を認める見解、③取引当 事者の個別契約という表層合意とは別に、当事者間には深層合意があると いう構成で別の合意の存在を認める三層的法律行為論、④個別契約の中に、 取引全体を維持すべき付随義務が含まれているとする付随義務論、⑤取引 構造から当事者の選択した意思を読み替え、別の契約関係が成立している とする契約組替論、⑥個別契約を一本化することによって個別契約を法的 に結合し、二当事者間の法律関係に置き換える法的一体性論、⑦当事者の 立場の同一性ないし提携関係の存在から、同一の責任を負担するとする密 接関係論ないし提携契約論、⑧取引システムそれ自体から、各個別契約の 結合を導くシステム論、⑨取引構造の中に給付の関連性というコーズを見 出し、それにより各個別契約が結合されるとする千葉理論(給付関連性説)、 となる。①~④が意思に依拠した見解であり、⑦~⑨が取引構造に依拠し た見解であることは明らかである。また、⑤、⑥は、取引構造を重視しな がら、法律構成は意思による見解であり、意思擬制の傾向が強い。

上記の整理からすると、千葉理論は、多角取引を取引構造から法律構成 しようとする最も徹底した見解であり、私見が一番意思寄りの見解である といえよう。このように、千葉理論と私見との違いは、究極的には、構造 か意思かという違いに行き着くように思われる。

(2) 千葉理論への疑問

しかし、私見の立場からすれば、千葉理論は、給付の関連性を重視するあまり、意思と構造とを二律背反的な要素と捉え、多角取引の意思的な側面に対する考慮が不十分ではないかという疑問が生じる。そして、これは究極的には、コーズ概念の不明確さによるものではないかと思われる⁵⁰。

すなわち、まず、①千葉理論は、契約の相対性の原則との関係について、 債務負担の理由を問うことは、意思自治の考え方に基づくものであるから、 コーズの存在から契約間の相互依存効を認めることは、同原則に反しない という ⁵¹⁾。しかし、このような論理は、一方で契約の相対効原則を認めなが ら、他方で同時にその相互依存効を認めるというものであり、論理にやや 飛躍があることが否めない。両者の関係を明らかにするためには、両者を そのまま併存するものとして認めるのではなく、さらに進んで、コーズの 存在が当事者の意思にどのように作用するかの説明が必要ではなかろうか。

また、②千葉理論は、契約自由の原則(特約の効力)との関係について、契約内容の適正化という観点から、結合要素は当事者の明示的特約を合理的な内容へと導くための適正化基準となるという⁵²⁾。しかし、契約自由の原則が当事者の意思に内在する制約事由や意思以外の要素(公益、消費者保護の理念など)によって制約されることは、今日では異論なく認められていることであり、千葉理論によらなければ導けないことではない。この部分に関する千葉理論の真意は、意思を適正化する基準という趣旨を超えて、意思によってコーズを排除することはできないというものであるように思われる。しかし、はたしてそのように意思に優越するものとしてコーズを捉えることができるのかについては、躊躇を覚えざるを得ない。

私見は、決して意思盲信論ではなく、単なる現象としての契約の競合と、 法的な多角取引を区別するための基準として、規範的に確定される合意に 対する同意という意味での意思概念を利用せざるを得ないのではないか、

⁵⁰⁾ なお、フランスでは、2016 年 2 月 10 日の契約法改正により、契約の有効要件としてのコーズ (cause) が削除され、適法かつ確定の内容 (contenu) に置き換えられた (新 1128 条)。Nicolas Dissaux et Christophe Jamin, Réforme du droit des contrats, du régime general et de la preuve des obligations, 2016, pp.33 et suiv..

⁵¹⁾ 千葉·前掲注(16) 197 頁。

⁵²⁾ 千葉·前掲注(16) 197頁。

というものである⁵³⁾。構造は多角取引の種類ないし取引内容によって多種 多様であり、また多角取引の構造によってその範囲を限界づけることも困 難であり、終局的には、多角取引を形成する当事者の意思を基礎に、給付 の内容や取引構造といった要素は、その意思の推認のために利用するのが 妥当ではないかということである。

前述のように、意思と構造とは、それをどの程度重視するかについて、 従来の見解にもかなりの程度差がある。また、意思ないし構造といっても、 その実際の内容は、取引構造的な要素を意思の徴表として理解したり、取 引に参加する当事者の意思的な要素を構造理解に取り込んだりしていると もいえる。このように考えると、多角取引の内容に応じて、意思と構 造とは、二律背反的な要素ではなく、多角取引の内容に応じて、法律構成 上重視されるべき程度に差がある要素として理解すべきもののように思わ れる。千葉理論もまた、契約を構成する要素のうち、給付に着目して構造 論を徹底させた理論と位置づけたが、これは、決して、人の関連性に基づ く結合要素を排除するものではないであろう。

(3) コーズと二当事者間契約の原則

千葉理論がコーズの存在は契約の相対性の原則に反しないと解することは、正鵠を得たものであると考える。しかし、前述のように、このような結論を承認するためには、さらにコーズと意思との関係を明らかにする必要があるのではないかというのが、私見の立場からの疑問であった。千葉理論がこのような疑問に答えるためには、当然のことながら、一方では、千葉理論におけるコーズと意思との関係の理解を示すとともに、他方では、コーズの存在は契約の相対性の原則ないし二当事者間契約の原則の例外ではなく、これらの原則に優先または併存する要素であることを示す必要があろう。

このように考えると、結局のところ、千葉理論における問題は、コーズの存在をどのようにして認定するかということに帰着するように思われる。私見からすれば、コーズが給付に内在する要素であるとしても、その給付がいかなるものであるかを特定しているのは取引当事者であり、客観

⁵³⁾ 中舎・前掲注(4)36頁。

的な要素だけでコーズの存在を認定することは無理ではないかと思われる。コーズの中にも、個別契約における意思とは異なるかもしれないが、何らかの意思的な要素があり、そのようなコーズを支える意思(取引の目的)に反するような個別契約上の意思(特約)は認められないということはできないであろうか。すなわち、多角取引の法律構成から意思を排除するのではなく、コーズと契約の相対性原則とを矛盾なく説明するためには、両者の間に、個別意思とは別の意思の存在を挟まざるをえないのではなかろうか。そしてまた、千葉理論がこのような疑問への解消に進むとすれば、それは、千葉理論が議論の出発点で前提としてきた、個別契約の独立性を見直すということにつながるのではなかろうか。また、このように解したときは、私見の多数当事者間契約論との違いは、取引の客体に着目するか、主体に着目するかで出発点をまったく別にしながら、実際の法律構成とそこから導かれる効果(千葉理論における個別契約の相互依存効、私見における相互協力義務)においてはほとんど違いがないというところに行き着くのではなかろうか。

むすびにかえて

本小稿は、特定の理論と私見との関係のみを論ずるという異例のスタイルを採っている。これは、千葉理論が複合契約的発想からする最も精緻な見解であり、それへの応接・検討が多角的発想からする私見にとって、避けて通ることができない課題であるという認識に基づいているからにほかならない。両見解の究極的な違いは、多角取引を線のつながり(契約結合)で捉えるか、面(多数当事者間契約)で捉えるかというところにあり、これは、決定的な相違点であるように見えるが、実際には、契約の相対性の原則ないし二当事者間契約の原則を相対化するために、権利客体(給付ないし構造)の側から迫るか、権利主体(意思)の側から迫るかという、問題への接近のための出発点の違いであるようにも思われる。しかも、私見にとって、取引構造もまた多角取引の法的構成において欠くことができない要素であるのと同様に、千葉理論にとっても、たとえば取引への後の参加や取引からの脱退などの場面において、コーズを基本としながら取引当事者の意思的な要素を取り込むことを排除しないとするならば、両者の違

いは相対的なものとなる。さらに具体的な多角取引の違いに応じて意思的な要素と構造的な要素との組み合わせには程度差があると解するときは、 その違いはなおさら相対的なものとなる。

問題への迫り方としていずれが妥当であるかは、今後、個々の多角取引における具体的な問題の解決と理論の一般的応用可能性の度合に応じて検証しなければならない。

(2016年9月脱稿)

(本研究は、明治大学「2016 年度民法(債権法)改正の動向寄付講座教員共同研究」の助成を受けている。)